

## 第19号議案

### 品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例

#### 1 修学資金貸付制度の概要

(1) 品川区内の介護福祉士の確保を図り、もって地域福祉の向上に寄与するため、品川介護福祉専門学校に在学する者のうち、卒業後に品川区内の指定福祉施設※において介護業務に従事する意思を持つ者を対象に授業料相当（最大140万円）の貸付けを行う。

(2) 卒業後6ヶ月以内に指定福祉施設に勤務し、3年以上介護業務に従事した場合は返済が全額免除となる。また、2年以上従事したのちに退職した場合は、一部が免除される。それ以外の場合は、全額返済となる。

※指定福祉施設：条例第2条で規定する各法律に定める事業を営む施設のうち、区長が指定するものをいう。

#### 2 改正の理由

条例第2条で規定している法律のうち次の2つの法律が平成30年4月1日施行で改正されるため、指定福祉施設に関する規定の見直しを行い、対象施設を追加するとともに必要な規定整備を行う。

(1) 介護保険法

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

#### 3 改正の内容 ※新旧対照表 資料のとおり

(1) 地域密着型特定施設(有料老人ホーム等であってその入居定員が29人以下であり、入居が所在地の介護保険被保険者に限定される施設)の追加 (介護保険法第8条第21項)

(2) 介護医療院(主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理・看護・医学的管理のもとにおける介護および機能訓練その他必要な医療・日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設)の追加 (介護保険法第8条第29項)

(3) その他規定の整備(引用条文の条ずれの訂正)

#### 4 施行期日

平成30年4月1日



## 新旧対照表

## ○品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例

新	旧
<p data-bbox="215 379 721 411">品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例</p> <p data-bbox="891 418 1115 481">平成7年3月31日 条例第13号</p> <p data-bbox="174 491 255 523">(目的)</p> <p data-bbox="129 529 1115 705">第1条 この条例は、品川介護福祉専門学校（以下「専門学校」という。）に在学する者で、卒業後品川区内の指定福祉施設において介護業務に従事しようとする者に対し、品川介護福祉専門学校修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、介護福祉士の確保を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="174 711 255 743">(定義)</p> <p data-bbox="129 750 1115 813">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="161 820 1115 1145">(1) 指定福祉施設 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号から第4号までに規定する事業、同条第3項第2号に規定する障害児通所支援事業および同項第4号から第6号までに規定する事業を営む施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設、<u>同条第21項に規定する地域密着型特定施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設および同条第29項に規定する介護医療院</u>ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項、第7項、<u>第12項から第14項までおよび第17項</u>に規定する障害福祉サービスを提供する施設のうち、区長が指定するものをいう。</p> <p data-bbox="161 1152 1115 1216">(2) 介護業務 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士が行う業務をいう。</p> <p data-bbox="161 1222 255 1254">以下略</p> <p data-bbox="215 1292 304 1324"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="161 1331 743 1362"><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1200 379 1706 411">品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例</p> <p data-bbox="1877 418 2101 481">平成7年3月31日 条例第13号</p> <p data-bbox="1160 491 1240 523">(目的)</p> <p data-bbox="1115 529 2101 705">第1条 この条例は、品川介護福祉専門学校（以下「専門学校」という。）に在学する者で、卒業後品川区内の指定福祉施設において介護業務に従事しようとする者に対し、品川介護福祉専門学校修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、介護福祉士の確保を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="1160 711 1240 743">(定義)</p> <p data-bbox="1115 750 2101 813">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1146 820 2101 1107">(1) 指定福祉施設 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号から第4号までに規定する事業、同条第3項第2号に規定する障害児通所支援事業および同項第4号から第6号までに規定する事業を営む施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設<u>および同条第27項に規定する介護老人保健施設</u>ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項、第7項<u>および第12項から第15項まで</u>に規定する障害福祉サービスを提供する施設のうち、区長が指定するものをいう。</p> <p data-bbox="1146 1145 2101 1216">(2) 介護業務 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士が行う業務をいう。</p> <p data-bbox="1146 1222 1240 1254">以下略</p>